

# 業務指示書

## フィリピン国ダバオ市インフラ開発計画策定・管理能力向上プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとしします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年11月10日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年11月16日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- ( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- ( ) 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市開発分野の調査業務

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／都市計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市計画/都市インフラ計画
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 組織強化/人材育成】

- 1) 類似業務の経験：キャパシティディベロップメント
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 都市交通/都市交通施設】

- 1) 類似業務の経験：都市交通/都市交通施設
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年11月25日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

交通需要予測に係る補足交通量調査及びインタビュー調査

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(PHP1 = 2.1613 円 , US\$1 = 104.758 円 , EUR1 = 115.108 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所JICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/都市計画  
組織強化/人材育成  
都市交通/都市交通施設

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

22.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年12月12日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点\*
- ⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2016年10月)」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

フィリピン国ダバオ市インフラ開発計画策定・管理能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/都市計画	(26.00)	( )
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 組織強化/人材育成	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 都市交通/都市交通施設	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

フィリピン国内の都市化が進んだ地域と成長著しい新興地域では、交通渋滞及び急激な人口増加による居住環境の悪化、水の供給不足、廃棄物管理等といった課題に直面している。フィリピンの国家開発計画「フィリピン開発計画 2011-2016」ではこれら課題に対処するため、都市インフラへの投資の必要性を強調しており、フィリピン政府はマニラやセブ等の主要都市における各種インフラ整備を計画及び実施してきている。

フィリピンの都市開発は地方自治体が主体となって行うこととなっており、地方自治体を支援する中央政府の役割が2007年3月に出された政令（Circular No.1）にて規定された。同政令によれば、地方自治体の都市開発においては、その上位計画となる州、地域、国家の開発計画と技術的、財政的に整合性が取れていることが必要とされており、同整合性の確保に係る支援をNEDA（National Economic Development Agency）が担うこととなっている。しかし、現状は都市と上位の開発計画の間の不整合は解消されず、都市インフラ整備に係る投資計画策定に際し、中央と地方政府の方針の不一致等が生じ、結果として都市のインフラ整備が円滑に進んでいない。

フィリピン南部の中心都市であり、人口145万人（2010年）を抱える国内第3の都市であるダバオ市は、 $2,440\text{km}^2$ の広大な市域の約7割を農地に、約1割を森林に覆われており、約5%が市街地となっている。この限られた市街地に産業、人口が集中しているため、近年の急激な都市化による無秩序な開発とあいまって、中心部では深刻な交通渋滞を引き起しつつある。また、河川洪水等災害への脆弱性が顕在化しつつあるため、ダバオ市の今後の開発を見据え、長期的な視点に立って都市インフラを整備する必要性が認められる。このような状況の中、ダバオ市では2022年までの総合土地利用計画（CLUP：Comprehensive Land Use Plan）を策定したが、具体的な都市インフラ開発計画の策定は未整備で、計画的な土地利用の誘導が行われていない。同CLUPではアセアン、フィリピン国内、及びミンダナオ島において、ダバオ市が担うべき役割が示されているが、都市問題がさらに深刻化する前に、俯瞰的・長期的に経済、社会、環境の面から実現性のある都市インフラ開発計画の策定が必要な状況にある。

以上の背景のもと、NEDAを通じて、ダバオ市のCLUPの更新及び都市インフラ開発計画の策定と共に、その過程でNEDA及びダバオ市の都市インフラ開発計画の調整、策定、評価、実施に係る能力強化を図るため、本プロジェクトが要請された。

同要請を受けJICAは2015年3月～4月にかけて詳細計画策定コンサルタントを派遣し、NEDA、ダバオ市及び関係省庁・機関との間で協議を行った。詳細計画策定調査結果に係る協議議事録（以下、「M/M」）は2015年10月26日に署名され、合意文書（以下、「R/D」）は新政権発足後の2016年8月25日に署名された。

なお、本プロジェクトで策定されるダバオ市の都市インフラ開発計画は、フィリピンにおいて法的に定めることとされているCLUPの更新（目標年次更新による策定含む）及び総合開発計画（GDP：Comprehensive Development Plan）の策定に活用されるものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクトの目的

本業務はフィリピンのダバオ市において優先プロジェクトリストを含む都市インフラ開発計画を策定し、NEDA、ダバオ市及びフィリピン側関係機関の能力を開発することにより、同地域のインフラの効率的、効果的な計画及び整備に寄与することを目的とする。

#### (2) 期待される成果

- 1) 2022 年を短期目標、2045 年を長期目標年次とする、土地利用、道路、都市交通、上水道、廃棄物管理等を中心とするダバオ市の都市インフラ開発計画
- 2) 策定された都市インフラ開発計画を踏まえた優先プロジェクトの提案（ダバオ市の年次投資計画、中期投資計画の参照元となることを想定）
- 3) 都市インフラ開発計画の実施に向けた提言
- 4) NEDA の地域における都市インフラ開発計画の調整、評価等に係る能力強化
- 5) ダバオ市の都市インフラ開発計画の策定、実施に係る能力強化

#### (3) 受益者

- 1) ダバオ市民（人口約 145 万人（2010））
- 2) NEDA 本省（以下、「NEDA-CO」）、NEDA 第 XI 地域事務所（NEDA Regional Office XI（以下、「NRO-XI」））、ダバオ市の都市計画、都市インフラ開発計画に携わる職員

#### (4) 関係機関、実施機関

監督機関：NEDA-CO

調整機関：NRO-XI

実施機関：ダバオ市

### 3. プロジェクトの対象地域

計画策定対象地域は、ダバオ市域（2,440km<sup>2</sup>）とする。調査対象地域（情報収集・分析対象地域）は、ダバオ市とミンダナオ島のコタバト、ジェネラルサントス、カガヤンデオロ、スリガオ等他拠点都市との交通状況の調査やダバオ市の都市計画、都市インフラ開発計画を策定する上で確認・調整を要する周辺地域とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2016 年 8 月 25 日に JICA と NEDA、ダバオ市との間で署名された R/D に基づく開発調査型技術協力として、本業務受注コンサルタント（以下、「コンサルタント」）は、「2. プロジェクトの概要」を達成するために「5. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

### 5. 業務実施上の留意点

#### (1) 都市インフラ開発計画の策定方針

##### 1) GDP、CLUP と本プロジェクトの関係

内務自治省（DILG）によって策定された GDP に係るガイドライン（[http://www.dilg.gov.ph/PDF\\_File/reports\\_resources/DILG-Reports-2011712-1939d5d3d3.pdf](http://www.dilg.gov.ph/PDF_File/reports_resources/DILG-Reports-2011712-1939d5d3d3.pdf)）においては、長期的な土地利用計画である CLUP に基づき、GDP は CLUP 実現のため

のマルチセクターのアクションプランとされている。

ダバオ市では1996年に2021年を目標とするGDPとCLUPが策定された。その後CLUPが更新され、現在は更新されたCLUP(2013-2022)を活用している。ダバオ市の説明では現行CLUPはGDP(2013-2022)を含んでいるとのことで、具体的なプログラム及びプロジェクトまでは検討できていない。

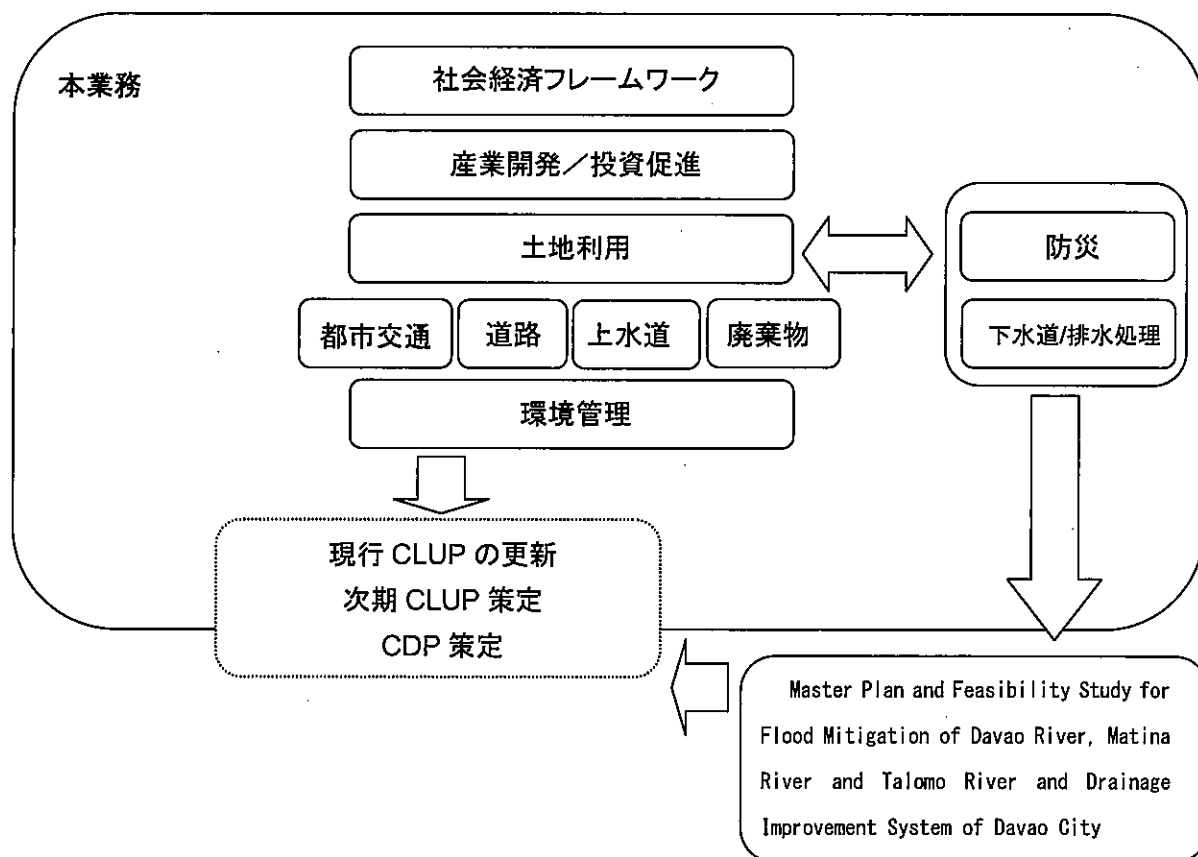
本業務では、CLUPの改定(目標年次更新による策定含む)及びGDPの策定に活用されることを前提として、2022年を短期目標、2045年を長期目標年次とする都市インフラ開発計画を策定する。コンサルタントはCLUP、GDPそれぞれの役割、内容、検討レベル、異なる承認主体及びプロセス等をよく理解したうえで、フィリピン側関係機関との十分な協議を行い、認識を共有しつつ、業務を進める。

## 2) セクター別の業務内容

本計画業務でカバーするセクターは、都市計画、土地利用、公共交通、道路、上水道、下水道/排水処理、防災、廃棄物処理、環境管理、社会経済フレームワーク、産業開発/投資促進を想定し、業務を通じて関係機関/関係者の能力強化を行うことから、組織強化/人材育成を含む。

ただし、下水道/排水処理、防災については、後述の(7)各セクター開発計画における留意事項の6)及び7)の対応とし、土地利用計画策定で必要となる情報収集と課題分析レベルで投入をとどめる。

本業務の全体及び個別セクター開発計画とCLUP、GDPの関係は以下イメージの通りである。



### 3) 優先プロジェクト

2. (2) 期待される成果及び署名済 RD の II. 3. (a)に記載の通り、本業務では、1) 2022 年を短期目標、2045 年を長期目標年次とする、土地利用、道路、都市交通、上水道、廃棄物管理等を中心とするダバオ市の都市インフラ開発計画、2) 策定された都市インフラ開発計画を踏まえた優先プロジェクトの提案が期待されている。このうち、2)の優先プロジェクトについては、プロジェクトの概要、概算コスト等、ダバオ市の年次投資計画、中期投資計画のリファレンスとして満たすべき内容を含むべきものであるが、2015 年 4 月の詳細計画策定調査時のフィリピン側の説明を踏まえ、本プロジェクトの中でフィージビリティ調査（以下、「F/S」）は行わない。コンサルタントは、ダバオ市の年次投資計画、中期投資計画の優先プロジェクトに対する要求水準をプロジェクト着手時にフィリピン側に確認する。また、本プロジェクトの途中、あるいは最終成果において、早期に事業化すべきと判断されるプロジェクトについては、F/S あるいはプレ F/S を実施する等の検討がフィリピン側から求められることも想定されるが、その対応については JICA の指示を仰ぐこと。

### 4) 広域地域の中でのダバオ市の役割

ダバオ市は、ミンダナオ島の中心都市としてしての役割、機能にとどまらず、フィリピンの南のゲートウェイとしての機能が期待されている。そのため、フィリピン及びミンダナオ島ならびに東南アジアのダバオ近隣地域の関連情報の収集にも努め、同地域の中でのダバオ市の潜在的な役割を検討し、開発ビジョン、開発基本方針等を検討する。

また、ダバオ市のミンダナオ島の他都市との運輸交通の面での関係について調査を行い、地域拠点として必要な計画を検討する。

### 5) 計画策定を通じての関係機関、計画との調整

上記 1. のプロジェクト背景の通り、フィリピンでは国及び地域開発計画と、市レベルの開発計画の整合性が十分に確保されていないため、都市開発の実現が円滑に進んでいない。

本都市インフラ開発計画の検討にあたっては、国及び地域の計画との整合性が確保されるよう、ダバオ市、NRO-XI の調整のもと、フィリピン側関係機関と十分に協議し、フィリピン側の垂直連携、水平連携を支援する。

### 6) 既存計画、関連計画の確認と必要な調整

国、地域、市レベルの開発計画、空間計画（土地利用計画含む）に係る主な関連資料として、以下が挙げられる（2015 年 4 月時点）。

- ・フィリピン国家開発計画（2011-2016）
- ・ダバオ地域空間フレームワーク計画（更新版）（以下、「UDRPFP : Updated Davao Region Physical Framework Plan」）
- ・ダバオ地域開発計画（2011-2016）
- ・ミンダナオ空間戦略・開発フレームワーク（2015 - 2045）（以下、「MSS/DF : Mindanao Spatial Strategy/Development Framework」）
- ・既存のダバオ市の CLUP 及び CDP

コンサルタントは上記以外にも関連する情報（例えば、次期国家開発計画の策定や次期ダバオ地域開発計画策定の動向等）の収集に努め、本業務を進めるにあたり、何をどのように

捉えることが必要か（特に、長期にわたる目標年次の広域計画と本件との関係）、フィリピン側に確認する。

#### 7) 中期目標年次の設定

短期目標を2022年、長期目標を2045年とすることで、RDにてフィリピン側と合意しているが、プロジェクト開始時にダバオ市（必要に応じNRO-XI）と中期目標の必要性について議論し、次期GLUPやCDPの想定される目標年次を踏まえて必要と判断される場合は、適切な時期を設定する。

なお、短期目標である2022年は、現行GLUPの目標年次、長期目標である2045年は、MSS/DFとの整合性を図ったものである。

#### (2) フィリピン側の実施体制及び役割

##### 1) NEDA-CO

本プロジェクトに主に関与する部署はNEDA-COのInfrastructure staff（以下、「インフラスタッフ」）である。

プロジェクトの開始時に、コンサルタントはNEDA-COに対してプロジェクトの説明をするとともに、その後のNEDA-COの本プロジェクトへの関わりについて協議し、共通認識を持つこととする。

なお、本プロジェクトで策定されるダバオ市の都市インフラ開発計画が、官民代表者により構成される地方開発評議会（以下、「RDC」）及びNEDAインフラ委員会（InfraCom）ならびに関係閣僚から構成されるNEDA Board（NEDA Boardの機能と組織図は次のリンク参照（<http://www.neda.gov.ph/functions-and-organizations/>））等の関係機関から承認されるよう、NEDA-COが調整、支援する旨、R/Dにて合意している。都市インフラ開発計画の承認は本プロジェクトの中間成果あるいは最終成果を踏まえて行われることが想定される。

2015年4月の詳細計画策定調査時は、NEDA-COのインフラスタッフ職員がダバオ市まで出張するための旅費の確保が不透明な状況であった（出張旅費は先方負担事項であり、プロジェクトからは支弁しない）。コンサルタントはプロジェクト開始時のNEDA-COとの協議にて、先方のプロジェクト実施中の出張旅費の制約等を考慮の上、NEDA-COの能力強化の内容及び方法等を確認、調整する。

##### 2) NRO-XI

NRO-XIの地域局長（Regional Director）はProject Coordinatorとして、本プロジェクトの調整に責任を持つ。Joint Coordination Meeting（以下、「JCM」）及びProject Implementation Committee（以下、「PIC」）についてはNRO-XIが議長を務め、関係機関との調整を行う（JCM及びPICについては以下（3）を参照）。なお、XI地域の範囲は別添1に示す。

##### 3) ダバオ市

RDに記載の通り、ダバオ市の計画調整部（Office of the City Planning and Development Coordinator）からProject managerが選定され、プロジェクトの進捗・管理に責任を持つことになる。計画調整部の本来の役割はGLUP及びCDPの策定であるが、各セクター開発計画の



策定について、主体は中央政府関係省庁を含むダバオ市関係部局となる。よって、計画調整部は、ダバオ市を代表して、各セクター開発計画と必要な調整を行いつつ都市インフラ開発計画を策定することになる。

本プロジェクトの日常的なカウンターパートはダバオ市となるものの、多くの調整事項を伴うので、NRO-XIとも密に連携して業務を進めること。プロジェクト開始時に、コンサルタントは、ダバオ市、NRO-XIと後述の能力強化の中心的な対象にもなるワーキンググループを形成すること。

### (3) JCM、PIC

#### 1) JCM

本プロジェクトでは、国レベルの関係機関間の調整を行う場として、JCMを設置する。RD記載の通り、NRO-XIが議長で、メンバーはNEDA-CO、ダバオ市、公共事業道路省等の関係省庁からなる。本プロジェクト開始時に、コンサルタントは、NEDA-CO、NRO-XIと、以下のRD合意事項を踏まえて、JCMのタイミング、メンバー、開催頻度等を議論すること。

JCMの目的：

- ・プロジェクトの作業計画の承認、進捗のレビュー
- ・各種報告書に係る議論と承認
- ・プロジェクトのモニタリングと評価
- ・プロジェクト実施期間中に生じる懸案事項等に係る議論

#### 2) PIC

XI地域レベルの関係機関間の調整を行う場として、PICを設置する（詳細はR/Dを参照）。

### (4) 都市インフラ開発計画に係るNEDA-CO、NRO-XI、ダバオ市の能力強化

本プロジェクトでは、詳細計画策定調査時に非常に期待の高いことが確認された、都市インフラ開発計画策定に関連する能力強化をNEDA-CO、NRO-XI、ダバオ市に対して実施する。コンサルタントは本プロジェクト開始時にNEDA-CO、NRO-XI、ダバオ市と協議し、能力強化の目標設定、本プロジェクトで達成可能な能力強化、内容、スケジュール、方法等を協議し、詳細を検討する。その際、関係機関における都市インフラ開発計画の認知度を高める機会として活用することも視野に入れること。

コンサルタントは、既存資料からNEDA-CO、NRO-XI、ダバオ市の都市インフラ開発計画策定、調整能力に係るキャパシティ・ギャップ・アセスメントを試行的に行い、ギャップを埋めるための能力強化計画を含めプロポーザルで理由や考え方等とともに提案すること。その際、JICAとして重視している点（6.業務の内容の6.5に記載）に留意すること。

### (5) Value Engineering/Value Analysis（以下、「VE/VA」）の視点

詳細計画策定調査時に、NEDA-COから、都市インフラ開発計画の策定において、経済・社会・環境の観点から様々な将来のシナリオを考慮し、財務能力等を踏まえた適切な投資規模に対応する適切な機能、品質を有するVE/VAの原則を取り入れる必要性が強調された。

また、プロジェクトの遅延やスコープ（プロジェクト内容、エリア等）の変更等のリスク

を最小化することも同時に期待されている。

これら要望は、国家開発計画において VE/VA の重要性が指摘されていること、都市インフラ整備が様々な要因で円滑に進んでこなかったこと等が背景にあると考えられる。本プロジェクト開始時に、コンサルタントは VE/VA 及びリスク分析及び管理に係る基本的な考え方を NEDA-CO 他関係機関と協議の上、共通認識を持ったうえで、都市インフラ開発計画に反映すると同時に、フィリピン側関係機関への能力強化内容にも含めることとする。

## (6) 環境社会配慮/パブリックコンサルテーション

### 1) 戦略的環境アセスメント (SEA) の実施

本プロジェクトは、「JICA 環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月)」に則り、カテゴリー B に分類されている。本プロジェクトでは、同ガイドラインに沿って、戦略的環境アセスメント (Strategic Environmental Assessment : 以下、「SEA」) を実施する。具体的には、スコーピング (政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること) を実施した上で、開発ビジョン、開発基本方針、社会経済フレームワーク、開発シナリオを含む開発戦略の設定において、複数の代替案を検討し、環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

なお、詳細計画策定調査時に、フィリピンには SEA の制度が存在しないことが確認された (一部制度ではプログラムレベルの EIA の実施等、SEA の要素を含んでいる)。SEA の実施にあたっては、フィリピン国の環境社会配慮に係る関連法制度を踏まえた上で、フィリピン側関係機関に対して SEA の概念、考え方を説明し、共通認識を持った上で適切な手続きを踏むこと。

### 2) SEA の適用方針

環境社会配慮に関する TOR は詳細計画策定調査結果にかかる合意文書 (Minutes of Meetings: M/M) を想定するが、コンサルタントは、本プロジェクトに適した SEA の適用方針 (内容・方法 (ステークホルダー会議の対象範囲も含む)・スケジュール等) をプロポーザルで提案すること。その際には本プロジェクトの全体工程として 15 か月が想定されていることを念頭におくとともに、日本側のみならずフィリピン側の体制やリソースも十分に考慮し、効果的・効率的・現実的な提案を行うこと。

なお、本プロジェクトにおける SEA の実施にあたっては、最低限以下のプロセスを経ることが想定される。

#### a) Initial Environmental Examination

都市インフラ開発計画を策定する過程で調査対象地域全体をカバーするような Initial Environmental Examination (以下、「IEE」) レベル (実査を伴わない環境社会調査) の環境社会配慮調査を実施する。都市インフラ開発計画には多くのセクターが含まれているため、多くの項目を対象として、比較的大きな影響と考えられる項目を中心に影響の範囲・度合を確認する。

#### b) 優先プロジェクトに対する環境社会配慮

優先プロジェクトを選定するには上記 IEE の結果を活用して、環境及び社会面の影響を把握すると共に、その結果を 1 つの指標として優先プロジェクトを選定することで、負の影響が比較的小さいプロジェクトの選定に努める。

### c) ゼロオプション

環境社会配慮の実施にあたっては必要に応じゼロオプションを提示し、SEA の導入による効果がわかるよう配慮すること。しかしながら、フィリピン側関係機関のゼロオプションへの理解度、SEA のないフィリピンの制度等を踏まえて、ゼロオプションの提示が望ましくない場合は、この限りではない。

### d) ステークホルダーとの協議

SEA の実施において、地域住民含む幅広いステークホルダーへの情報公開と意見聴取が重要である。

本プロジェクト実施中に、コンサルタントは、フィリピン側関係機関と協議の上、適切なタイミング、規模、アジェンダで、地域住民への説明会/公聴会を計画、実施すること。なお、説明会/公聴会を行う際の主体については、本来あるべきオーナーシップに加えて、能力強化の観点から、NRO-XI、ダバオ市が主体となることを想定し、コンサルタントが支援する。

コンサルタントは、本プロジェクトに必要な説明会/公聴会の方法や内容、その実施回数等について、考え方と共にプロポーザルにて提案すること。なお、現段階では、説明会/公聴会にかかる費用は想定しないが、必要かつフィリピン側での対応が困難な場合、プロジェクト期間中に契約変更等を視野に入れて対応する。

### 3) 社会的弱者が排除されない包摂性の担保

インフォーマルセトルメントや災害危険箇所、都市交通や上水道等の公共サービスの利用等において、社会的弱者への配慮は重要である。コンサルタントは包摂性を考慮に入れて、社会的弱者の声も反映されるよう、社会調査やパブリックコンサルテーション等の調査計画を立てて都市インフラ開発計画を策定すること。

## (7) 各セクター開発計画における留意事項

### 1) 道路

現在、ダバオ市には道路網開発計画が存在しない。道路開発計画の策定にあたっては、JICA が実施しているダバオ市バイパス建設事業のダバオバイパスへのアクセス道路、ダバオ国際空港及びササ港の拡張計画に伴う交通量増大を踏まえた交通ネットワーク、市街地での交通容量、駐車スペースの確保、交差点改良及び本プロジェクトで更新される新 CLUP との整合性に十分留意すること。また、国道は公共事業道路省（以下、「DPWH: Department of Public Works and Highways」）、市道とバラングイ道路はダバオ市によって建設管理されているため、本プロジェクトでは適切に関係機関と協議し同計画を策定する。さらに、同計画の策定にあたっては、コタバト、ジェネラルサントス、カガヤンデオロ、スリガオ等との都市間ネットワークも考慮する。

なお、2015年4月時点での主な関連プロジェクトは以下の通り。

- ・高規格道路網開発マスタープラン（JICA、2010）
- ・Survey on Mindanao Logistics Infrastructure Network Supplementary Works（JICA、2014）
- ・ダバオ市バイパス建設事業（南・中央区間）（JICA、2015 - 2022）
- ・ダバオ - サマール間橋梁建設計画調査（経済産業省）
- ・DPWH で検討されているサマール島とダバオ市を繋ぐ連絡橋の実現可能性調査（F/S）

## 2) 都市交通

ダバオ市の都市交通に関しては、既存の交通手段（バス、自動車、ジプニー、徒歩等）等の現状と課題、将来的な展望を踏まえ、複数の交通モードを比較検討する。また、広域交通管理（交通管制や信号制御、交通規則等）や交通安全（交通マナー向上、違法駐車対策等）といったソフト面の対策についても検討する。

アジア開発銀行（以下、「ADB」）はバス最優先レーン（Highly Prioritized Bus System（以下、「HPBS」））導入の提案をしている（調査の実施は Cities Development Initiative for Asia（以下、「CDIA」））。また、その主要ルートへのアクセスルート及びそれを担う都市交通の必要性を指摘している。一方、韓国の民間企業（KEC）はLRTの実現可能性調査（以下、「F/S」）を実施しており、LRTの実現に向けた動きには本プロジェクト実施中も十分に留意する。公共交通に関しては、道路開発計画との整合性を確保し、大型バスや軌道系等の比較的中・大規模の公共交通を新規に整備することに限るものではなく、交通サービスのライセンス付与等の在り方を含め、異なる交通モード間の連携性や相互の補完性、社会的弱者を含む利用者から見た利便性等を十分に考慮する。本分野は、上記 ADB によるプロジェクトの動向、内容を調査した上で、JICA と協議の上、ADB プロジェクトとの適切な役割分担を検討し、検討範囲の重複、漏れのないようにする。

ドゥテルテ政権成立以降、ミンダナオ島内での鉄道建設に向けた動き等があるので、本プロジェクト内では関連情報の収集も行い、フィリピン政府の方針、政策等を慎重に確認すること。

なお、2015年4月時点での主な関連プロジェクトは以下の通り。

- ・ Implementation of Asian City Transport - Promoting Sustainable Urban Transport in Asia Projects (TA-7243-REG) (ADB, 2011)
- ・ Davao Sustainable Urban Transport (TA-8195-PHI) (ADB, 2013)
- ・ Managing the Cities in Asia - Davao Sustainable Urban Transport Project (TA-6293 REG) (ADB, 2014 -)
- ・ Davao LRT Project Feasibility Study (仮) (KEC, 2015)

## 3) 上水道

ダバオ市水道公社（以下、「DCWD」）が Tamuga River を水源とした PPP プロジェクトの事業化を計画している。一方、将来の水需要及びそれに伴う設備投資等の計画は策定されていない。本プロジェクトでは将来の水需要（分布）予測を行い、水源開発方針、導水・浄水・送水施設計画等を策定する。

本プロジェクト開始時に DCWD が計画している PPP プロジェクト等について現地で情報を収集すること。関係機関は以下のとおりである。

- ・ ダバオ市水道公社 (DCWD) (ダバオ市都市部の給水担当)
- ・ バランガイ水衛生公社 (BAWASA) (ダバオ市郊外の担当)

## 4) 廃棄物処理

ダバオ市の既存の廃棄物管理計画は 2017 年までであり、本プロジェクトで策定する計画は次期計画を担うものであることを想定する。ダバオ市の廃棄物収集では、発生する廃棄物の半分程度しか回収できていないとの情報がある。また、現在の最終処分場は 2018 年には容量

が限界に達することが見込まれている。本計画では、将来発生する廃棄物量の想定や、処分場の候補地の選定（複数案）、廃棄物の収集・運搬・分別・資源回収の改善案の提案を含める。また、環境、経済及び財務の観点から、廃棄物発電（Waste to Energy）の可能性を検討する。

なお、JICA が実施している民間技術普及促進事業「ダバオ市における廃棄物利用発電技術普及促進事業（<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000690173.pdf>）」、今年度地域活性化特別枠の根事業として採択された「ダバオ市における廃棄物管理向上支援プロジェクト（<https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/tokubetsu/index.html>）」を踏まえて、それぞれの事業実施主体（前者は新日鉄住金エンジニアリング株式会社、公益財団法人北九州市環境整備協会、北九州市、後者は公益財団法人北九州市環境整備協会、北九州市）等と必要な調整、連携を行うこととする（JICA のアレンジにより情報共有及び意見交換のための会議を開催予定）。

なお、2015 年 4 月時点での主な関連プロジェクトは以下の通り。

- ・ 地方都市における適正固形廃棄物管理プロジェクト（JICA、2010）
- ・ ダバオ市における廃棄物利用発電技術普及促進事業（JICA、2015-2016）
- ・ 「10-Year Integrated Solid Waste Management Plan of Davao City (2008-2017)」

関係機関としては、エネルギー省（以下、「DOE」）（廃棄物発電の発電部分の所管）、環境天然資源省（以下、「DENR」）、ダバオ市環境天然資源室（以下、「GENRO」）がある。

## 5) 環境管理

CLUP、CDP にて求められる環境管理、天然資源管理、自然保護等（air/watershed/water quality/coastal zone 等）に係る現状（可能な範囲でベースライン調査を行う）と課題を調査、分析した上で、将来の方針、目的、目指すべき指標等を検討する。検討結果を考慮しつつ、開発ビジョン、基本方針、社会経済フレームワーク、開発シナリオを含む開発戦略、都市インフラ開発計画を策定する。

## 6) 防災

ダバオ市内の主要河川は、Davao River、Lipadas River、Tamolo River、2013 年に洪水が起こった Matina River である。

詳細計画策定調査当時、Lipadas River 及び Tamolo River については、DPWH が自国資金を用いてローカルコンサルタントにより堤防工事が計画、実施中である。また、Matina River についても DPWH はローカルコンサルタントで対応可能との見解であった。一方、Davao River については、流域が広く、ローカルコンサルタントでは F/S ができないとの理由から調査は十分にできていないとの認識であった。しかし、2016 年度に、“Master Plan and Feasibility Study for Flood Mitigation of Davao River, Matina River and Talomo River and Drainage Improvement System of Davao City” がフィリピン政府から要請される見込みであるため、本プロジェクトでは、その進捗に留意、調整しつつ業務しつつ業務を進める。基本的には、同調査の採否が決まるまでは、防災、後述の下水道/排水については土地利用計画策定で必要となる検討レベルで投入をとどめる。

なお、2015 年 4 月時点での主な関連プロジェクトは以下の通り。

- ・ 「The Study on the Nationwide Flood Risk Assessment and the Flood Mitigation Plan for the selected areas in the Republic of Philippines (JICA、2008)」

- ・「Disaster Risk Reduction and Management Plan (2013—2016)」(Davao City Disaster Risk Reduction and Management Office)
- ・「River Basin Master Plan for Davao River Basin (以下、「DRB」)」(環境天然自然省 (DENR) の River Basin Control Office (以下、「RBCO」)、River Basin Management Councils (以下、「RBMCs」))

#### 7) 下水道 (雨水排水含む)

ダバオ市の下水道整備に係る計画は 1993 年に世界銀行 (以下、「WB」) によって作成された排水マスタープランに含まれるのみで、以降策定されていない。下水道開発計画が策定されなかった原因としては、関係機関の能力不足、関係機関及び地域住民の衛生面向上に対する知識、理解不足が挙げられる。本プロジェクトでは下水道/排水分野の現状分析と課題の把握を行い、雨水排水不良が原因で内水等の被害が発生する地域に十分留意の上、必要に応じて土地利用計画に反映する。それ以上の検討は、前述の “Master Plan and Feasibility Study for Flood Mitigation of Davao River, Matina River and Talomo River and Drainage Improvement System of Davao City” の採否を待ち、調整する。

なお、関連情報として、National Sewage and Septage Management Program (以下、「NSSMP」) では、中央政府から採択されたプロジェクトに対して、建設費の 40%が国によって負担されるため、下水道整備にあたっては、NSSMP の活用が重要である。

#### 8) 産業振興/投資促進

ダバオ市及びその周辺地域は広大な農地を有し、大規模な商品作物の栽培が行われており、農業は同地域の基幹産業であり、食品加工業等も盛んである。近年は、ビジネスプロセスアウトソーシング (BPO) や観光業等にも力を入れている。本プロジェクトでは、The Davao City Chamber of Commerce and Industry (DCCCI) やミンダナオ日人商工会議所等関係機関へのヒアリング等を行い、広く情報を収集する。そのうえで、今後の産業振興、国内及び外国からの投資を促す観点から必要な施策について、“what” にとどまらず現地の関連法制度や投資誘致政策を踏まえた “how” を含めて、フィリピン側関係者と協議の上取りまとめること。その際、環境管理、都市インフラ等別分野と必要な調整を行う。特に、観光分野に関しては、海岸の水質汚染の深刻化が指摘されているため、環境管理との連携は十分行うことが求められる。

#### (8) 既存の地理空間情報 (GIS) の活用

ダバオ市は行政界、人口、道路、河川等に係るマップを GIS を活用して作成しており、本プロジェクトにおいてはこれら GIS データ及びその基となる地理空間情報はダバオ市所有のものを活用する旨、先方と確認している。そのため、本プロジェクト内でデジタル地形図等の GIS の基となる地理空間情報の作成は想定しない。

#### (9) 交通需要予測

コンサルタントは CDIA 実施の交通量調査の活用を想定し、本プロジェクトで必要な補足交通量調査を実施する。CDIA が実施した交通量調査及び本プロジェクトで想定する補足交通量調査は別紙 2 のとおりである。

詳細計画策定調査時点で ADB の委託を受けた CDIA がダバオ市におけるバス交通の必要性・妥当性を検討するために、バス利用の需要把握と、財務的妥当性に重点を置いた調査を行っていた。同調査ではダバオ市の全バラングイにて、サンプル率 1% で家庭訪問調査（以下、「HIS」）等が実施されている。本プロジェクトにおいては、CDIA と同調査結果を共有可能な旨、確認しており、2016 年 10 月 20 日に ADB からデータ提供に関し快諾を得ている。コンサルタントは現地入りの際に JICA フィリピン事務所を介して ADB を訪問し、詳細を確認すること。

コンサルタントは、CDIA の交通量調査結果が共有される前提で、プロポーザルにて必要な各種補足交通調査を提案すること。なお、本交通調査に係る費用は別見積とする。

#### (10) プロジェクトの変更

本プロジェクトの実施過程において、NEDA-CO、NRO-XI、ダバオ市及び関係機関との協議及び情報収集を通じて業務内容を変更する場合は（追加の交通量調査の実施、地形図作成等）、JICA は必要性を勘案し、R/D の修正、契約変更等の対応を行う方針である。よって、コンサルタントは JICA に対してプロジェクト進捗に係る報告を密に行い、スケジュール上余裕を持って、プロジェクト変更等の相談をすること。

また、特に注意が必要な事項として、長年ダバオ市長を務めたドゥテルテ大統領率いる新政権の関心も高いことが挙げられる。コンサルタントは、プロジェクト期間中に、関係機関からの要望等があった場合、速やかに JICA 事務所及び本部に報告し必要な指示を仰ぐこと。

#### (11) 広報活動

1) コンサルタントは本プロジェクト中に可能な限り多くの関係機関、地域住民、他ドナーと協議をすることで、本プロジェクトの認知度及び理解向上に努める。コンサルタントは広報方針、計画をプロポーザルにて提案すること。その際、ダバオ市民に広く受け入れられるような本プロジェクトの略称も理由とともに検討すること。また、JICA ホームページに掲載する ODA 見える化サイトや技術協力プロジェクトの紹介ページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等に係る情報の提供（写真、説明文等）等、JICA からの依頼に協力すること。

#### 2) 広報用資料の作成

コンサルタントは上記 (1) に留意し、7. (1) 6) に示す広報用資料を作成すること。

### 6. 業務の内容

コンサルタントは以下の業務を実施する。なお、プロポーザルにおいて以下と異なる工程、業務内容を提案することも可能とするが、その場合には理由を明記すること。

#### 6.1 事前準備

##### (1) 関連情報の収集及び開発課題の整理、分析

既存の関連資料・情報、データを整理、分析し、プロジェクトの活動内容及びスケジュールを検討する。

##### (2) インセプションレポートの作成

1) 調査の実施方針、実施体制、詳細な業務計画（工程）等を検討し、インセプションレポー

トに取りまとめる。

- 2) インセプションレポートの内容を JICA に説明し、承認を得るとともに必要な修正を行う。

## 6.2 プロジェクト実施体制の構築、インセプションレポートの説明・協議等

### (1) プロジェクト実施体制の構築

- 1) R/D で確認されている先方政府の責任分担事項を再確認する。
- 2) JCM 及び PIC の運営方法、カウンターパート配置と役割分担等、プロジェクト実施体制の構築に必要な事項を確認する。

### (2) インセプションレポートの説明・協議

- 1) インセプションレポートを NEDA-CO、NRO-XI、ダバオ市及び関係機関に対し説明・協議し、必要な修正を行う。
- 2) 本都市インフラ開発計画の基本的な考え方、内容、成果等について、共通認識を持つとともに、必要な修正等を JICA に報告し、対応を協議する。
- 3) JCM、PIC においてインセプションレポートを関係機関に説明し、基本的な了解を得る。

## 6.3 ダバオ市及び周辺地域の現状把握及び課題の分析

以下について既存情報の収集・レビュー、現地踏査、関係者へのヒアリング等を行いプロジェクト対象地域の現況を把握する。

### (1) 対象地域の現状把握、分析

- 1) 上位計画、関連開発計画、民間含む事業/投資状況及び動向、他ドナーの支援状況（ADB 支援、CDIA 実施の交通需要予測にかかる各種調査のデータ取得含む）
- 2) 対象地域の社会、経済/産業、環境、土地利用、都市インフラ等  
社会、経済/産業、環境について、近年の動向、現況等を調査、分析する。

土地利用現況に関し、ダバオ市から GIS データ及び最新の土地利用概況のデータを入手し、内容を把握、分析する。その結果を踏まえ、現在と過去の土地利用の変化、傾向を定量的に把握する。

都市インフラに関しては、橋梁を含む道路、都市交通、空港、港湾、上下水道（水源を含む）、下水・排水処理・システム、廃棄物処理関連施設等の状況を分析・整理する。また、空港、港湾については現在の拡張計画や事業について調査し、交通量の増加等ダバオ市の都市インフラへ与える影響を分析する。

また、ダバオに進出済の日系企業等へのヒアリングを行い、ダバオ市の産業競争力強化や民間企業によるダバオ市への投資上の障害や課題等とともに、投資都市インフラに係るニーズを調査する。

- 3) 過去の被災履歴等
- 4) リスク、脅威（政治、社会、経済等）、機会等
- 5) その他、CLUP、CDP の基礎情報として必要な各種情報

### (2) 関連法制度、基準、ガイドライン、マニュアル等

CLUP、CDP 等、本業務に係る法制度、基準、ガイドライン、産業振興、投資等にかかる関連法制度を整理、分析する。そのうえで、本都市開発インフラ計画に求められる成果、



内容、承認プロセス等を確認し取りまとめる。

### (3) 関係組織の調査、分析

都市インフラ開発計画の策定から評価、実施、運営維持管理等に係る各プロセスについて、過去の事業実績等も踏まえて、関係機関及びその役割、承認プロセス、調整メカニズムを整理、分析した上で、課題を明らかにする。

特に、NEDA-CO や NRO-XI、ダバオ市については、都市インフラ開発計画及び個別都市インフラプロジェクトの策定、実施に係る関係機関の組織体制、人員配置、能力、財務状況、能力強化の取り組み等を整理し、問題点を分析するためのキャパシティ・ギャップ・アセスメントを行う。

### (4) 環境社会配慮に係る情報収集、法制度の把握・整理

- 1) 特に戦略的環境アセスメント（SEA）を念頭におきつつ、環境社会配慮にかかる関連法規・制度のレビュー及び過去の事例等にかかる情報収集を行う。
- 2) 環境社会配慮に関する制度を所管する省庁の確認を得つつ、本プロジェクトにて配慮すべき環境影響評価項目の検討及び必要な手続き等を確認する。
- 3) 環境社会配慮項目にかかる現況把握（現地踏査含む）を行い、環境的、社会的に影響を受け得る主要関係者を特定した上で、SEA の具体的な実施方法等を検討する。

### (5) 交通需要予測にかかる補足交通量調査の実施

ADB が支援し、GDIA が実施した交通需要予測にかかる各種調査の結果を踏まえ、必要な補足交通量調査を行う。本業務は現地再委託を認めることとし、必要経費を別見積とする。

### (6) ダバオ市のポテンシャル、開発にかかる課題の整理、分析

以上の検討に基づき、CLUP、GDP 記載項目との整合性を考慮しつつ、ダバオ市のポテンシャルと今後の開発にあたっての課題等を分析、整理する。

## 6.4 ダバオ市の開発ビジョン案、開発基本方針案の検討

### (1) ダバオ市の開発ビジョンの策定

フィリピン側関係機関と協議の上、前述の 5. (1)4) の広域地域、フィリピン全体及びミンダナオ島におけるダバオ市の役割と機能、開発ビジョン案を策定する。

### (2) ダバオ市の開発基本方針案の策定

開発ビジョン案を達成するためのダバオ市の開発基本方針案を複数検討し、フィリピン側関係機関と協議の上、策定する。

### (3) 社会経済フレームワーク案の設定

2022 年、中期目標年及び 2045 年为目标年次とした計画フレーム（人口、社会、経済/産業（農業、工業、サービス業等）、土地利用、環境等）を設定する。

#### (4) 開発戦略案の検討

ダバオ市の開発基本方針案を具体化するための開発シナリオを含む開発戦略案を複数検討し、それぞれの開発戦略案について制約と同制約への対策を整理する。その上で、フィリピン側関係機関と協議し、ダバオ市の開発戦略案を選定する。

#### (5) SEA を含む環境社会配慮の実施

開発ビジョン案、開発基本方針案、社会経済フレームワーク案、開発戦略案の検討の各段階において、SEA を実施し、フィリピン側関係機関と開発ビジョン、開発基本方針、社会経済フレームワーク、開発戦略を決定する。コンサルタントは、事前に必要なパブリックコンサルテーションのタイミング、内容、参加者、規模等を確認し、フィリピン側が責任を持って適切に実施することを支援する。

### 6.5 能力強化計画の策定、実施

(1) フィリピン側関係機関のキャパシティ・ギャップ・アセスメントと能力強化のニーズを踏まえ、関係機関と協議の上、目標とする能力を設定する。その上で、既存の人材育成プログラム、研修制度、教材等も活用（修正を含む）しつつ、効率性と持続性を考慮して、On the Job Training、Off the Job Training 等を組み合わせて効果的な能力強化計画を策定する。

(2) 本プロジェクト実施期間中で行う能力強化、達成することが困難な能力強化について整理を行い、後者については、プロジェクト終了後に必要とされる能力強化策の提案に含める。

#### (3) 能力強化の実施

作成された能力強化計画に沿ってフィリピン側関係機関の能力強化を支援する。また、本プロジェクト中に適時能力強化の途中成果を評価する。評価結果はフィリピン側関係機関と協議の上、必要に応じて能力強化計画を修正する。

### 6.6 プロGRESSレポートの作成及び説明

(1) これまでの成果を取りまとめたPROGRESSレポートを作成、説明し、JICA 及びフィリピン側関係機関からのフィードバックを踏まえ必要な修正を行う。

(2) JCM、PIC において説明し、フィリピン側の基本了解を得るとともに、今後の計画の取りまとめの方向性について協議する。

### 6.7 土地利用計画案及び都市インフラ開発計画案の策定

#### (1) 土地利用計画案の策定

前工程までの作業に基づき、2045 年を目標とする将来の土地利用計画を関係機関と協議の上策定する。縮尺については、既存 GLUP ではダバオ市全域をカバーする場合は 1/260,000 で、ダバオ市の市街地及びその周辺のみの場合は 1/40,000 で作成されているため、同縮尺を想定するが、最終的にコンサルタントはダバオ市と協議の上確定する。

## (2) 既存 CLUP の見直し

上記を踏まえ、2022 年を目標年次とする既存 CLUP をレビュー、問題点を整理し、ダバオ市等の関係機関の合意の上、必要に応じ既存 CLUP を修正する。

## (3) 都市インフラ開発計画案の策定

### 1) セクター開発計画案

5. (1) 2) セクター別の業務内容等を踏まえ、都市インフラ開発計画案を関係機関と共同で策定する。

都市交通開発計画については、CDIA が保有する調査データを含む既存の交通データを可能な限り収集し、補足交通量調査を踏まえ、都市内/都市間交通流動を分析の上、2022 年及び中期目標年、2045 年の将来交通需要を予測する。

### 2) 優先プロジェクト案のリスト策定

上記の各セクター開発計画から、フィリピン側と協議の上、優先プロジェクト案のリストを策定する。

## 6.8 インテリムレポートの作成及び説明

(1) これまでの成果を取りまとめたインテリムレポートを作成、説明し、JICA 及びフィリピン側関係機関からのフィードバックを踏まえ必要な修正を行う。

(2) JCM、PIC において説明し、フィリピン側の基本了解を得るとともに、今後の計画の取りまとめの方向性について協議する。

## 6.9 優先プロジェクトの内容検討

官、民等利用可能な資金源を考慮し、ダバオ市の年次投資計画、中期投資計画のリファレンスとしての要求レベルを満たす優先プロジェクトの内容を検討し、取りまとめる。

## 6.10 結論と提言

(1) 本プロジェクトの全体的な結果、留意事項及び本プロジェクト後に、優先プロジェクトを含む都市インフラ開発計画が適切に実施されるために必要な提言を取り纏める。

### (2) 投資計画の策定・提言

予備的な経済・財務分析を行い、フィージビリティを考慮した上で、優先プロジェクトを含む都市インフラ開発計画を実現するための投資計画案を作成する。

## 6.11 ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

### (1) ドラフト・ファイナルレポートの作成

1) 全ての活動成果を取りまとめたドラフト・ファイナルレポートを作成する。

2) ドラフト・ファイナルレポートの内容を JICA に説明し、承認を得る。

3) 本プロジェクトの概要と成果の普及のための広報資料を動画（長さは 10 分程度を想定）

にて作成し、JICA に提出する。構成、内容については、JICA とよく協議をした上でフィリピン側と調整し決定する。広報用資料の作成は現地再委託を可能とし、現段階で提案可能な内容をプロポーザルにて提案すること。費用は 100 万円を定額計上すること。

- ①背景、対象地域の概要、目的
- ②プロジェクトの実施方針、手順
- ③プロジェクトの活動、成果
- ④教訓
- ⑤提出時期：ドラフトファイナル、ファイナルレポートの提出時
- ⑥部 数：CD-R 6 部（うちフィリピン政府関係機関へ 4 部）

## (2) ドラフト・ファイナルレポートの説明・協議

- 1) ドラフト・ファイナルレポートの内容をフィリピン側関係機関に説明、協議の上、必要に応じて修正を行う。
- 2) JCM、PIC を開催し、ドラフト・ファイナルレポートの内容につき了解を得る。

## (3) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明及びセミナーの開催

これまでの業務成果及びダバオ市の都市インフラ開発計画の実施に係る留意事項、フィリピン側関係機関に対する提言をドラフト・ファイナルレポートに取り纏め、JICA 及びフィリピン側関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。その際、ドラフト・ファイナルレポートの内容を簡潔に説明する発表資料及び後述の 7(1) 6) に示す広報用資料の動画を作成する。

発表資料は関係機関からのコメントを反映し修正し、将来の NEDA InfraCom や NEDA Board 等の計画の承認の場において、フィリピン側関係機関が活用することを視野に入れる。

広報用資料の動画は、関係機関を集めセミナーを開催し、広く本プロジェクトの成果を発信する際に活用する。セミナーの開催はダバオで 200 人程度の参加を得て開催することを想定する（現段階では開催回数は 1 日×1 回を想定）。会議開催費等の必要経費を本見積に含めること。

## 6.12 ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA 及びフィリピン側関係機関のコメントを反映して、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

## 7. 成果品等

### (1) 成果品

以下の成果品を作成し JICA に提出する。各報告書のフィリピン側関係機関への説明・協議にあたっては、事前に JICA に対し説明を行い、内容について了承を得ることとする。また、各報告書の内容について JICA から修正の指示があった場合は、フィリピン側関係機関への説明、協議前に対応する。

フィリピン側への配布部数は R/D にて合意済みであるが、必要部数の変更が必要となる場合は、フィリピン側実施機関及び JICA に相談の上で調整する。

なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポートとする。

### 1) インセプションレポート (IC/R)

記載事項：業務の基本方針、方法、内容、実施体制、作業工程、能力強化計画等

提出時期：契約開始後1ヶ月以内

部 数：英文35部（簡易製本）（うち、NEDA-COへ10部、NRO-XIへ10部、ダバオ市へ10部）及び電子データ（CD-ROM 3枚）

## 2) プログレスレポート（PR/R）

記載事項：提出までの活動結果、成果

提出時期：契約開始後5ヶ月後を目処

部 数：英文35部（簡易製本）（NEDA-COへ10部、NRO-XIへ10部、ダバオ市へ10部）及び電子データ（CD-ROM 3枚）

## 3) インテリムレポート（IT/R）

記載事項：プログレスレポート提出後の活動を中心に提出時までの活動結果、成果

提出時期：契約開始後8ヶ月後を目処

部 数：英文35部（簡易製本）（NEDA-COへ10部、NRO-XIへ10部、ダバオ市へ10部）及び電子データ（CD-ROM 3枚）

## 4) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：プロジェクトの全体成果（案）

提出時期：契約開始後12ヶ月後を目処

部 数：英文35部（簡易製本）（NEDA-COへ10部、NRO-XIへ10部、ダバオ市へ10部）及び電子データ（CD-ROM 3枚）

## 5) ファイナルレポート

記載事項：プロジェクトの全体成果

提出時期：調査開始後15ヶ月後を目途

部 数：英文40部（製本）、（NEDA-COへ10部、NRO-XIへ10部、ダバオ市へ10部）

要約編和文10部（製本）

要約編英文40部（製本）（NEDA-CO 10部、NRO-XIへ10部、ダバオ市へ10部）

電子データ CD-R 3部（英文、要約編和文、要約編英文）

電子データ CD-R 3部（英文、要約編英文）

コンサルタントは各報告書（インセプションレポートを除く）の巻頭には、10ページ程度に取り纏めた要約を含める。また、各要約の冒頭にページの色を変えた調査結果の概要表を含める。

## 6) 広報用資料

### a) パンフレット

本プロジェクトの概要を取りまとめた広報資料（A4 4枚-8枚程度及びPPT）を作成し、JICAに提出する。写真、図説等を使用し、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。

記載事項（例）：

① プロジェクト活動概要、実施手順

② 対象範囲

③ 対象地域概況（面積、人口、産業、社会状況等の基本情報）

④ プロジェクト成果・結果（都市構造・土地利用計画、都市交通計画、優先プロジェクト等）

⑤ 結論・提言

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：和文 20 部、英文 200 部、電子データ（様式指定なし）

b) 広報用動画（長さは 10 分程度を想定）

構成、内容については、JICA とよく協議をした上でフィリピン側と調整し決定する。

内容（例）：

- ① 背景、地域の概要、目的
- ② プロジェクトの実施方針、手順
- ③ プロジェクトの活動、成果
- ④ 教訓

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートの提出時

部 数：CD-R 6 部（うちフィリピン側関係機関へ 4 部）

7) 交通調査に係る各種データ

内 容：本プロジェクトで実施した補足交通量調査等で得た調査データとその説明資料（調査方法、エリア等を図、表を用いて）

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：電子データのみ CD-ROM 等 2 セット（1 セットはダバオ市）

(2) その他の提出物

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 5 部（簡易製本）、及び電子データ

2) 議事録等

記載事項：議題、出席者、主要発言内容等。JCM 及び PIC の議事録（M/M）はフィリピン側の署名を得て提出する。JICA、フィリピン側関係機関、他ドナー、地域住民との各種打合せ等での議事録は署名不要。

提出時期：打合せ、協議等が開催されてから 2 週間以内

部 数：電子データ

3) 業務の状況・進捗等を確認するための書類

共通仕様書に定める提出書類を提出する。

4) 収集資料

本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、収集資料リストを添付の上、JICA に提出する。

5) 機材台帳

資機材を取得する場合には、取得時に JICA の指定する様式（物品情報アップロードファイ

ル)にて機材台帳を作成し、JICA フィリピン事務所長(写しを監督職員)に提出する。

#### 6) 業務実施報告書

ファイナルレポート(調査結果を中心として記述)には記載されない業務実施上の工夫、能力強化の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、契約履行期限内にJICAに提出する。

記載事項:

a) ファイナルレポートの概要

b) 活動内容(調査)

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

c) 活動内容(能力強化)

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した能力強化の活動について記述

d) 業務実施運営上の課題・工夫・教訓(能力強化の工夫、調査体制等)

e) 今後の案件実施スケジュール(資金調達の見込み等)

f) 提案した計画の具体化に向けての提案

g) 添付資料

- ・業務フローチャート
- ・業務人月表
- ・調査用資機材実績(引渡リスト含む)
- ・会議議事録等
- ・収集資料リスト
- ・その他プロジェクト活動実績

提出時期: 業務終了時

部 数: 和文3部(簡易製本)

#### 7) デジタル画像集

本プロジェクトを通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提出する。内容については、プロジェクトの全体像が把握できるよう、1)対象サイトの現状が明確に把握できるもの(プロジェクトサイト、地形、自然環境等)、2)現地の生活状況、インフラ整備状況及びボトルネックの現状等、3)プロジェクト中の活動状況等を収め、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表(Word形式)」を作成し、画像集に添付する。

写真の著作権についてはJICAに帰属するものとし、広報用素材としてJICAの各種媒体への活用を想定している。

提出時期: ファイナルレポート提出時

部 数: CD-R 1枚(デジタル画像記録表、デジタル画像50枚程度/Jpeg形式)

#### 8) その他

上記の提出物のほかに、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

### (3) 成果品の仕様

インセプションレポート、プログレスレポート、インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートは簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に従う。



### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査工程

2017年1月上旬より業務を開始し、2017年5月上旬を目途にプログレスレポート、2017年8月上旬を目途にインテリムレポート、2017年12月上旬をめどにドラフト・ファイナルレポート、2018年2月下旬を目途にファイナルレポートを作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目安

合計 約 65.00M/M

##### (2) 業務従事者の構成分野（案）

本プロジェクトには、下記に示す各分野を担当する団員が参加することを想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、現地のリソースの活用を含めてより適切な団員配置、担当分野があれば、理由とともにプロポーザルにて提案すること。ただし、その場合であっても上限は、上記業務量の目途で示されたM/Mとする。また、評価対象業務従事者について、本指示書に記載された格付目安を超える格付提案をコンサルタントが行うことも可とするが、その場合にはその理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

1) 総括・都市計画（1号）

2) 土地利用計画/GIS

3) 組織強化/人材育成（3号）

4) 都市交通/都市交通施設（3号）

5) 交通管理

6) 道路計画

7) 上水道整備

8) 環境社会配慮/住民参加

9) 環境管理計画

10) 廃棄物処理

11) 下水道整備/排水処理

12) 防災

13) 社会経済フレームワーク

14) 産業開発/投資促進

15) 経済財務分析

#### 3. 相手国の便宜供与

署名済R/Dに基づくものとする。オフィススペースは、NRO-XI、ダバオ市いづれも提供可能とのことであったが、プロジェクト開始時に協議、確認の上、業務遂行上望ましい場所をNRO-XI、ダバオ市合意のもと選定する。

#### 4. 配布資料及び閲覧資料

##### (1) 配布資料

JICA 社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ第一チーム (03-5226-6950) にて、以下の資料を含む関係資料を配布する。

- ・ 詳細計画策定調査報告書
- ・ 詳細計画策定調査時収集資料
- ・ MSS/DF
- ・ Final Report on Survey on Mindanao Logistics Infrastructure Network (JICA、2014)
- ・ Final Report on Survey on Mindanao Logistics Infrastructure Network Supplementary Works (JICA、2014)

その他、JICA が策定した報告書は JICA 図書館 (<http://libopac.jica.go.jp/>) にて閲覧可能。ダバオ市バイパス建設事業に係る報告書は英文案件名 (Preparatory survey for southern Mindanao economic corridor improvement (Davao city bypass construction) project) で閲覧可能。

##### (2) その他資料

以下の資料については、記載の URL より閲覧可能。

- ・ 国家開発計画：(NEDA-CO ホームページより)

<http://www.neda.gov.ph/2013/10/21/philippine-development-plan-2011-2016/>

- ・ ダバオ地域の関連資料：(NRO-XI ホームページ)

<http://nro11.neda.gov.ph/development-plans/>

- ・ ダバオ市の各種統計資料及びガイドライン：(ダバオ市計画調整部ホームページより)

<http://www.davaocity.gov.ph/cpdo/downloads.aspx>

#### 5. 機材の調達

##### (1) 調査用資機材の調達

業務遂行上、必要な機材がある場合には理由とともにプロポーザルにて提案すること。ただし、機材の調達を提案する場合、その総額は 1,500 万円を上限とし、費用は別見積りとする。

##### (2) 本プロジェクト終了時の取り扱い

調査用資機材は本プロジェクト終了時にダバオ市あるいは NRO-XI に譲与することを想定する。コンサルタントは譲与する機材の決定やその手続きについて、事前に JICA に確認すること。

#### 6. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める。

##### (1) 交通需要予測に係る補足交通量調査及びインタビュー調査

##### (2) 広報用資料の作成

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に

則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行う。以上の調査にかかる経費には本見積とする。

上記以外に再委託による実施が必要な業務があれば、プロポーザルにて本見積で提案すること。

## 7. 安全管理

- (1) 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。
- (2) 本プロジェクト実施にあたっては、フィリピン国ミンダナオ島における和平プロセス及び国内の政治情勢を踏まえ、在フィリピン大使館、当機構フィリピン事務所、AFP（フィリピン国軍）、PNP（国家警察）等から治安情報を収集・分析し、本プロジェクトに必要な安全管理体制を構築する。

具体的には、コンサルタントとの契約（業務実施契約）において、国際協力事業安全対策会議最終報告（2016年8月30日）、当機構が定める安全対策措置（随時更新）及び「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」を踏まえて、以下のとおり、対応することとする。

- 1) コンサルタントは現地調査、行動規制、緊急対応等を含めた「安全管理マニュアル」を策定し必要な安全管理体制を構築する。安全管理マニュアル策定にあたっては、以下を含む当機構フィリピン事務所が定める安全対策措置及び「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」を参照すること（安全管理マニュアルは当機構フィリピン事務所にて内容確認する）。
  - ①活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行する。
  - ②車両による移動を基本とし、公共交通機関は利用しない。
  - ③車両での移動では最高速度は80km程度とする。
  - ④各都市間の移動は日の出～日の入までとする。
  - ⑤各都市での滞在に際しては、原則22時から6時までの外出を禁止とする。
  - ⑥各人の渡航期間は、必要最小限とし、連続滞在は最長でも概ね1カ月を目安とする。
  - ⑦携帯電話及び衛星携帯電話を所持し、案件担当者に電話番号を伝達し、常時に連絡が取れるようにする。
  - ⑧指定された都市及びホテルのみ宿泊可能とする。
  - ⑨オフィスはダバオ市、NEDA 第11地域事務所のオフィスが貸与される予定だが、セキュリティ・コンサルタント（当機構フィリピン事務所契約）によるアセスメントを実施し、必要な安全対策を取る。

加えて、安全対策経費については、緊急時の対応が可能な航空券の購入を可能とする他、その他必要な経費（警護、衛星携帯電話、警備員備上、安全対策設備費等）を別見積に計上すること。

- 2) コンサルタントはセキュリティ・コンサルタント（当機構フィリピン事務所契約）による Security/Travel Advisory に基づき、コンサルタント自らが警護の帯同等、必要な安

全対策措置を講じる。

## 8. その他の留意事項

### (1) 国内支援委員会

本プロジェクトに係る国内支援委員会は設置しない。

### (2) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (3) プロジェクト用資機材の輸出管理

調査用資機材及び携行機材については、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他の法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告する。

また、携行機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行う。

プロジェクト実施期間中の調査用資機材及び携行機材の管理については、コンサルタントが行い、プロジェクトの終了時に JICA と協議の上で、ダバオ市あるいは NRO-XI に譲与することとし、共通仕様書に基づき必要な手続きを行う。なお、譲与した場合、当該機関の長またはそれに準ずる者が署名した受領書は JICA フィリピン事務所長に提出する。

### (4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

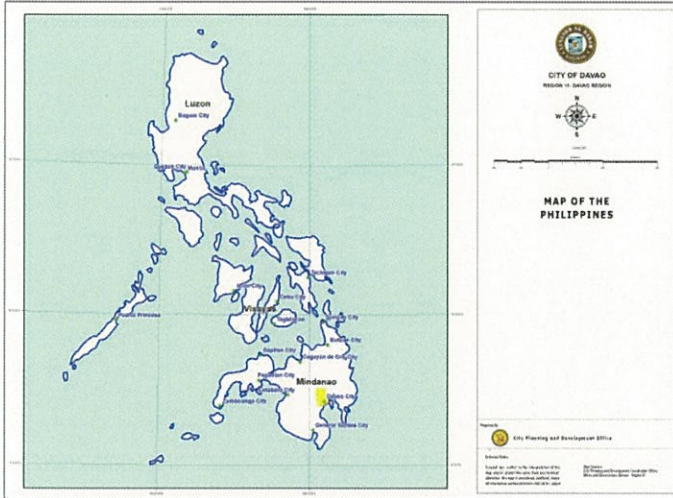
## 添付資料

別紙 1：プロジェクトエリア

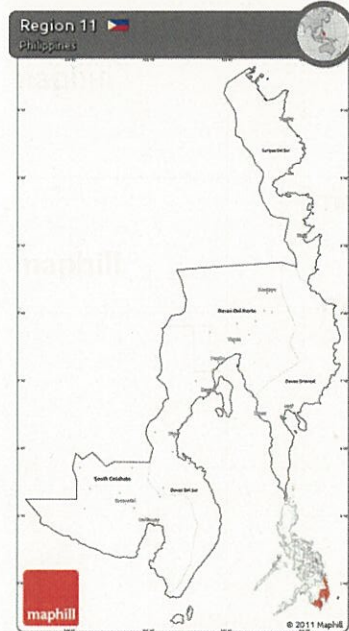
別紙 2：交通量調査

別紙1 プロジェクトエリア

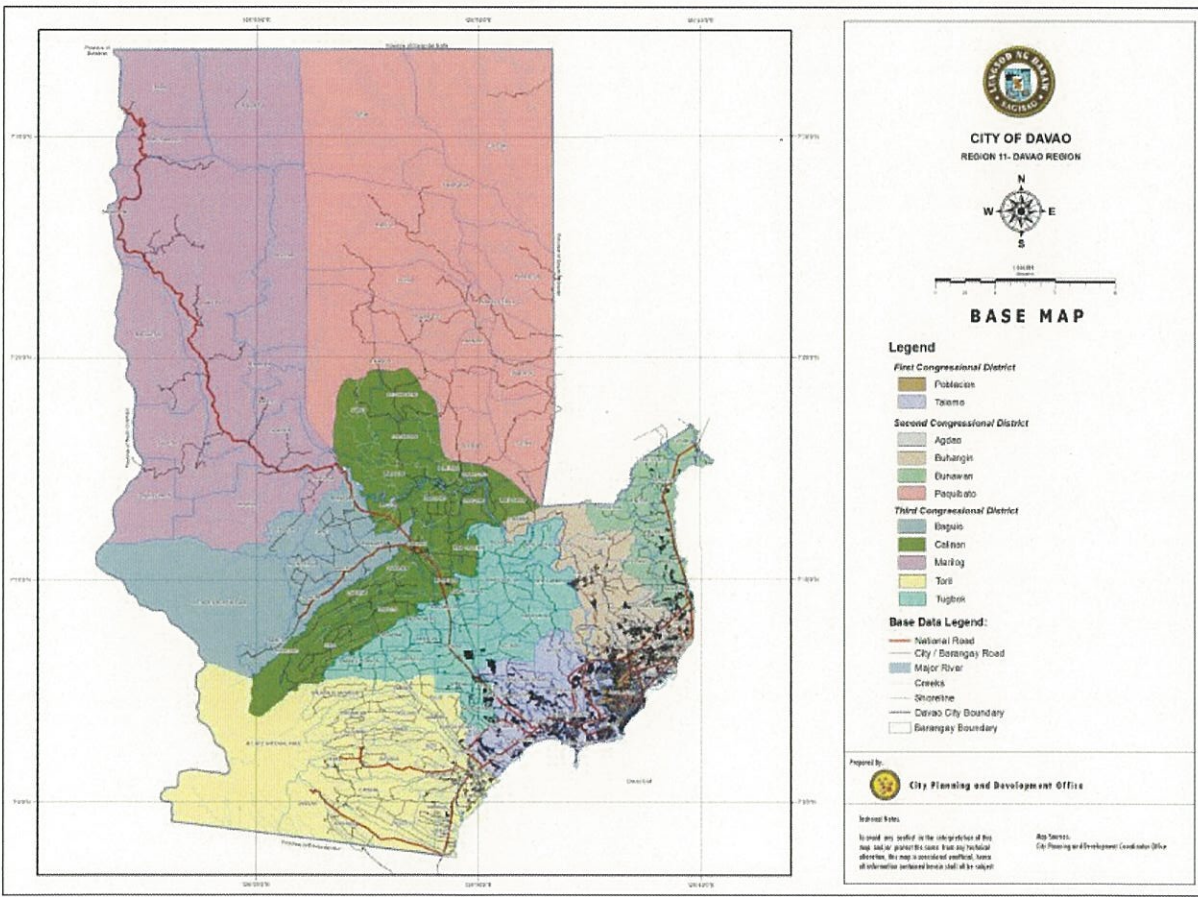
フィリピンにおけるダバオ位置図



ミンダナオ島における Region XI



ダバオ市



## 交通量調査

### 1. 交通量調査の目的と方針

本交通量調査の目的は CDIA が実施した家庭訪問調査（以下、「HIS」）や各種交通量調査（以下 2. 参照）を参考にしつつ、都市交通開発計画及び道路開発計画を新たに策定するためのものである。

### 2. 交通量調査の実施に際しての留意事項

#### (1) 統計的信頼性の確保

調査結果については、定常的な交通について十分な統計精度を得られるような方法とする。このため、交通行動が変化する時期を避けることとする。またパーソントリップ調査のサンプリング、拡大に際しては、自動車保有の有無等個人属性の違いによる交通行動の差異を配慮したものとする。

#### (2) データベース整備

調査結果については、各種交通計画策定を容易とするためにデータベース化を行い、C/P が維持管理、更新、交通計画の策定に利用できるものとする。また、本プロジェクト終了時に本交通量調査結果を JICA に提出するにあたり、JICA も容易に参照、修正できるよう配慮する。

#### (3) 能力強化への配慮

調査手法、調査計画策定から、調査結果の分析、検討、調査結果の道路開発計画、都市交通開発計画等への活用に至るまで、交通量調査を通じた能力強化を NEDA、DPWH、ダバオ市に対して実施する。

### 3. CDIA 実施の交通量調査

表 1 に CDIA 実施予定の交通量調査を示す。詳細な情報は Managing the Cities in Asia - Davao Sustainable Urban Transport Project の Inception Report を参照すること（同 Report は配布資料として配布可能）。

表1 CDIA実施の交通量調査

項目	目的	規模・調査場所
HIS	ダバオ市民の日常のトリップを把握し、OD表を作成するため。	全バランガイ（サンプル率1%、3,673世帯）
コードンライン調査	ダバオ市外の住民のダバオ市内への、もしくはダバオ市外へのトリップを把握するため。	・ダバオ国際空港、ササ港フェリーターミナル ・バスターミナルでの地方バス交通量 ・バン専用ターミナルでのバン（都市間）交通量 ・市の境界3地点での車輛数及び乗車数
スクリーンライン調査	車輛タイプ及び乗車数に応じた交通量を把握するため。	6地点（うち、3地点はダバオ川を跨ぐ橋）
インタビュー調査	有効な道路システムの位置及び特徴を把握するため。	公共交通が通過するすべてのダバオ市の国道及び市道
社会影響調査	提案された公共交通を運営した際の影響を把握するため。	ADB提案の主要ルート1及び2に対して
旅行時間調査	移動速度を把握し、ボトルネックを把握するため。	5ルート（約10-20km）

4. 本プロジェクトで実施を想定する補足交通量調査

交通量調査の仕様は以下を基本とする。具体的な調査箇所及び方法並びに必要なデータを  
得るために既存データの活用、分析方法の改善により、更に適切な調査種目、規模変更等の  
代替案があれば、プロポーザルにて提案すること。本補足交通量調査は一つのパッケージで  
別見積りとする。

表2 本プロジェクトで実施を想定する補足交通量調査

項目	目的	規模
コードンライン調査（路側OD調査、断面交通量）	ダバオ市内外のODトリップを把握するため。	約4地点
スクリーンライン調査	スクリーンライン（ダバオ川断面）での交通量をチェックするため。	約5地点
断面交通量	市中心部やダバオ市外の道路における交通量を把握するため（主要道路断面の交通量は、ダバオ市バイパス建設事業の結果の活用を想定）。	約20地点
港湾/空港/輸送業者/バスターミナルのインタビュー調査	ダバオ市内の空港、港湾及び周辺港湾（パナボ等）ならびに拠点都市間の交通/物流を把握するため。	ダバオ国際空港、ダバオ市内及び近辺の主要な港湾、輸送業者、バスターミナル等
旅行時間調査	市内の交通混雑を把握するため。	約10ルート